

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第506号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成8年建設省告示第331号熊本都市計画道路事業3・2・5号熊本駅北部線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目11-63
- 4 事業施行期間 平成8年3月4日から平成19年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

熊本県公告第507号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮谷 義子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	幸野溝	平成9年12月2日	平成17年2月14日	熊本県

熊本県公告第508号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮谷 義子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	並建	平成16年1月9日	平成17年3月30日	熊本市

熊本県公告第509号

県有財産を次のとおり売却する。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 物件の表示
 - 土地 玉名郡南関町下坂下字宮ノ下123番4
地目 宅地 地積 408.42平方メートル
 - 建物 玉名郡南関町下坂下字宮ノ下123番4
住宅 木造セメント瓦葺平家建 延床面積 57.13平方メートル
物置 木造スレート葺平家建 面積 4.97平方メートル
- 最低売却価格 3,840,000円
- 2 入札日時
平成17年7月22日（金）午前11時
- 3 入札場所
玉名市岩崎1004番1 熊本県玉名総合庁舎2階会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地説明
次の日時及び場所で行う。
日時 平成17年7月14日（木）午後3時から4時まで

- 場所 玉名郡南関町下坂下字宮ノ下 123 番 4
- 7 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 (2) 破産者で復権を得ないもの
 (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書
 入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
 提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成17年7月20日(水) 午後5時
 (郵送の場合は提出期限までに必着)
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を入札当日に提出しなければならない。
 (1) 個人の場合 印鑑証明書
 (2) 法人の場合 印鑑証明書
 (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 11 その他
 (1) 契約締結期限 平成17年8月3日(水)
 (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課
 (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
 (5) 問い合わせ先
 熊本県総務部管財課(電話096-383-1111 内線3308)

熊本県公告第510号

山鹿市鹿北土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
 平成17年6月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西牟田 長	山鹿市鹿北町岩野223番地1
"	虎 口 和 照	山鹿市鹿北町芋生1622番地
"	最 上 良 蔵	山鹿市鹿北町芋生2163番地
"	酒 井 壽	山鹿市鹿北町芋生3462番地3
"	井 上 修 治	山鹿市鹿北町芋生936番地
"	西 田 正 孝	山鹿市鹿北町多久1545番地
"	樺 廣 行	山鹿市鹿北町多久1851番地
"	森 山 良 雄	山鹿市鹿北町多久1735番地
"	西 田 武 尚	山鹿市鹿北町多久1643番地
"	才 田 光 和	山鹿市鹿北町椎持2155番地
"	河 内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持111番地
"	堤 雄 一	山鹿市鹿北町岩野4491番地3
監事	友 田 政 就	山鹿市鹿北町芋生3466番地
"	平 井 光 臣	山鹿市鹿北町芋生2096番地
"	藤 本 英 世	山鹿市鹿北町多久1498番地1
"	本 田 隆 一	山鹿市鹿北町多久1924番地1
就任		
理事	西牟田 長	山鹿市鹿北町岩野223番地1
"	伊 織 一 男	山鹿市鹿北町芋生1264番地
"	最 上 盛 男	山鹿市鹿北町芋生1895番地

理事	酒 井 壽	山鹿市鹿北町芋生 3462 番地 3
"	井 上 計 二	山鹿市鹿北町芋生 887 番地
"	一法師 淳 史	山鹿市鹿北町多久 1835 番地
"	西 田 武 尚	山鹿市鹿北町多久 1643 番地
"	深 牧 博 義	山鹿市鹿北町椎持 2184 番地
"	河 内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持 111 番地
"	堤 雄 一	山鹿市鹿北町岩野 4491 番地 3
監事	友 田 政 就	山鹿市鹿北町芋生 3466 番地
"	松 本 潤 一	山鹿市鹿北町椎持 276 番地
"	本 田 隆 一	山鹿市鹿北町多久 1924 番地 1

熊本県公告第 511 号

宇城市三角町土地改良区理事長内田幸吉から平成 17 年 4 月 11 日付けで申請の定款変更については、平成 17 年 6 月 22 日付けで認可した。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 512 号

山鹿市鹿北土地改良区理事長西牟田長から平成 17 年 3 月 31 日付けで申請の定款変更については、平成 17 年 6 月 22 日付けで認可した。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 513 号

下益城郡城南町緑川南部土地改良区理事長小林佳之から平成 17 年 4 月 22 日付けで申請の定款変更については、平成 17 年 6 月 22 日付けで認可した。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 514 号

山鹿市菊鹿町土地改良区理事長栗原辰也から平成 17 年 4 月 6 日付けで申請の定款変更については、平成 17 年 6 月 22 日付けで認可した。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 515 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営八代新地地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営八代新地地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 17 年 6 月 30 日から平成 17 年 7 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
千丁町役場

登載依頼

熊本県教育委員会告示第 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加す